

「薬学実務実習に関するガイドライン」の見直しについて（案）

令和 4 年 12 月 〇日

1. 背景

- 薬学実務実習に関する連絡会議（令和 4 年 1 月 7 日）において、薬学実務実習のガイドラインの改訂について「実務実習の評価や薬学教育モデル・コアカリキュラムの改訂に係る検討状況を踏まえ、評価方法等について関係者の意見を聞きながら整理する必要がある」とされた。

- また、「6 年制課程における薬学部教育の質保証に関するとりまとめ」（令和 4 年 8 月薬学系人材養成の在り方に関する検討会）において、「今後の薬学実務実習に関しても、・・・臨床に係る実践的な能力を培うための実習の内容及び質の充実に向けて検討すべきである」とされた。

- 令和 4 年度大学における医療人養成の在り方に関する調査研究委託事業（委託先：一般社団法人薬学教育協議会）において、「実務実習ガイドライン改訂ワーキンググループ」（別添 1）を立ち上げ、2. のとおり、薬学実務実習ガイドラインの改訂に関するヒアリング（別添 2）や薬学教育モデル・コア・カリキュラム改訂の検討状況を踏まえて検討を行い、「薬学実務実習に関するガイドライン」（令和 4 年度薬学教育モデル・コア・カリキュラム改訂対応版）（素案）（資料 3）を作成した。

2. 検討経緯

第 1 回 令和 4 年 10 月 11 日（火）10：00～12：00

（議題）

- （1）委員長（議長）の選出
- （2）薬学実務実習に関するガイドライン改訂の経緯について
- （3）改訂モデル・コア・カリキュラム「F 臨床薬学」の現状について
- （4）関係団体へのヒアリング
- （5）その他

第 2 回 令和 4 年 10 月 12 日（水）13：00～15：00

（議題）

- （1）関係団体へのヒアリング
- （2）改訂の方向性についての意見交換
- （3）その他

第3回 令和4年11月21日（月）10：00～12：00

（議題）

- （1）薬学実務実習に関するガイドライン改訂案について
- （2）薬学実務実習ガイドラインの改訂に関するヒアリングの概要
- （3）その他

第4回 令和4年12月6日（火）15：00～17：00

（議題）

- （1）薬学実務実習に関するガイドライン改訂案について
- （2）その他

3. 今後の予定（案）

令和5年

3月頃 新薬剤師養成問題懇談会に検討状況の報告

4月～ 薬学教育協議会（病院・薬局実務実習推進委員会）において実習内容、
実習による学修の評価方法等について検討

秋頃 薬学実務実習に関するガイドラインの決定
（令和6年度入学生から適用予定）

4. 留意点

- 現行の「薬学実務実習に関するガイドライン」については、令和9年度（令和5年度の入学生）まで使用されることが想定される。
- 引き続き、現行の実習の評価（調査・検討）を行うとともに、「令和4年度薬学実務実習の実施状況を踏まえた課題への対応」（資料4）については速やかに取り組むことが重要である。
- また、こうした内容については、新しいガイドラインにおいても円滑に引き継がれるよう実務実習の充実に向けて取り組んでいく必要がある。

薬学実務実習ガイドライン改訂ワーキンググループ 委員名簿

氏 名	所属・役職等
石井 伊都子	千葉大学医学部附属病院 薬剤部長
太田 茂	和歌山県立医科大学薬学部 教授
大津 史子	名城大学薬学部 教授
角山 香織	大阪医科薬科大学薬学部 准教授
小佐野 博史	帝京大学 名誉教授
○鈴木 匡	名古屋市立大学大学院薬学研究科 教授
富岡 佳久	東北大学大学院薬学研究科 教授
永田 泰造	公益社団法人東京都薬剤師会 会長
平田 収正	一般社団法人薬学教育協議会 業務執行理事
本間 浩	一般社団法人薬学教育協議会 代表理事
松浦 正佳	公益社団法人日本薬剤師会 理事
真野 泰成	東京理科大学薬学部 教授

12 名

50 音順（敬称略）

○：委員長

令和 4 年 12 月 6 日現在

薬学実務実習ガイドラインの改訂に関するヒアリング（概要）

薬学実務実習ガイドライン改訂ワーキンググループ

薬学実務実習ガイドライン改訂ワーキンググループにおいて、国公立大学薬学部長（科長・学長）会議、一般社団法人私立薬科大学協会、一般社団法人日本病院薬剤師会、公益社団法人日本薬剤師会、一般社団法人薬学教育協議会（病院・薬局実務実習中央調整機構委員会）に対してヒアリングを実施した。

薬学実務実習に関するガイドラインを構成する以下の項目に分け、改訂の要否と意見をそれぞれ聴取した。全ての項目で改訂が必要とする意見と必要ないとする意見の両方があった。

【質問事項】

1. 枠組み、要件（別添 1 含む）
2. 大学への指針
3. 実習施設への指針
4. 指導する薬剤師への指針
5. 実習の内容（別添 2～5 含む）
6. 実習の評価と薬学実務実習の評価の観点について（例示）
7. その他のガイドラインの改訂、削除、追加が必要な事項等

1. ～7. の各項目に対する主な意見は以下の通り。

1. 枠組み、要件（別添 1 含む）

コアカリの改訂や社会状況の変化に対する対応

- ・ガイドラインには現行の薬学教育モデル・コアカリキュラムに関連した記載があり、令和 4 年度改訂版の改訂内容を反映する必要があるのではないか。
- ・薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令和 4 年度改訂版）の内容次第では、実習期間、実習施設の要件等の見直しが必要ではないか。

枠組みの柔軟な運用について

- ・実習の枠組みに原則を設けるものの、各大学の教育理念に基づき特色を生かして質の高い実務実習が実施できるように自由度を持たせ、地区の合意があれば変更してもよいと明記すべきではないか。
- ・大学が個別に期間等を検討して実習できるとされているが、今後もこれを記載するのであれば、実施状況や成果などについて情報収集が必要ではないか。
- ・実習の順番について、薬局→病院、病院→薬局、薬局→病院→薬局などの選択肢があってもよいのではないか。

実習期間、開始時期について

- ・薬局・病院それぞれ 11 週間ずつの実習期間について、薬局・病院それぞれの業務の種類と数を鑑みると再考が必要ではないか。
- ・実習施設が確保できるのであれば、4 期制を見直し、実習期間を長くすることも可能ではないか（現在、3・4 期又は 4 期に実習が行われない大学がある）。
- ・第 1 期の開始時期の 2 月は進級判定前なので、4 月開始がよいのではないか。
- ・連続した期で実習を行うには施設間連携、実習準備、実習先の確保が難しい。

その他

- ・実習の枠組み、期間、順次制等については各大学からの意見聴取が必要ではないか。
- ・チーム医療、病院・薬局連携、服用期間中のフォローアップ、在宅医療、健康サポートなどについて現行の実務実習での状況を把握し、備える必要があるのではないか。
- ・現在の枠組みは、コロナ禍による影響があった他は、特段の問題は生じていない。
- ・4 年次 2 月からの実務実習の実施が定着してきたので、再度の変更は混乱をきたす。現場も慣れてきたので改めるほどの理由がない。

2. 大学への指針

コアカリの改訂や社会状況の変化に対する対応

- ・「基本的な資質」など現行の薬学教育モデル・コアカリキュラムに関する記述があり、令和 4 年度改訂版に基づく記載内容に改訂が必要ではないか。
- ・DX（デジタル・トランスフォーメーション）を活用した実習について盛り込むべきではないか。

学生への対応

- ・現行ガイドラインに記載がある「学生の生活態度や体調などの実習の実施に必要な情報を施設と共有できる体制を整える。」は個人情報保護の関係で難しい。
- ・特別な配慮が必要な学生の対応について大学・実習先と十分打合せをすべきではないか。
- ・実習に臨む学生の基本的意識に関する記述を加えたほうがよいのではないか。

大学による現行のガイドラインの実施状況について

- ・実習施設との連携などについては、コロナ禍とはいえ、可能な限りガイドラインの内容を遵守すべきではないか。
- ・実習終了時の評価指標を大学が責任を持って提示するとされているが、提示しない大学があり、表現の見直しが必要ではないか。

その他

- ・現行のままで良いが、ガイドラインの検証は必要ではないか。

3. 実習施設への指針

コアカリの改訂や社会状況の変化に対する対応

- ・薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）の改訂内容の反映が必要ではないか。
- ・より参加型の実習を求められている。また、ここ数年で新規業務も展開されていることから改訂が必要ではないか。
- ・近年の法改正で薬剤師の義務・努力義務となった内容の追加が必要ではないか。

実習施設の設備等

- ・実習施設の要件を、指導にあたる薬剤師の人数、経験年数、処方箋受付枚数、整備されている調剤機器など具体的に規定すべきではないか。
- ・机や PC など実習に必要な物品や学生の居場所の確保について盛り込むべきではないか。

指導薬剤師の評価

- ・指導薬剤師の教育者としての質を評価する体制と仕組みを構築するよう求めるべきではないか。

その他

- ・標準的に実施されていない先進的な業務は、アドバンス実習とするべきではないか。
- ・ガイドラインに準拠する体制が整っており、問題は生じていない。

4. 指導する薬剤師への指針

コアカリの改訂や社会状況の変化に対する対応

- ・薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）の改訂内容の反映が必要ではないか。

薬剤師による指導の方向性

- ・実務実習の目的は、臨床現場での即戦力としての業務遂行能力の習得や業務の見習ではないことを踏まえた指導をすべきではないか。
- ・臨床薬剤師になるトレーニングではなく、薬剤師としての基本的資質の修得が目的であることを明記し、臨床以外の進路を希望している学生へ対応が必要ではないか。

薬剤師の資質

- ・ハラスメント防止について記載が必要であり、定期的な研修を実施すべきではないか。
- ・指導薬剤師の質保証が必要。研修の機会を増やすべきではないか。
- ・研修はアドバンスワークショップに限らなくてもよいのではないか。

薬剤師の役割

- ・責任薬剤師、指導薬剤師が同一人物の場合の対応を明記すべきではないか。
- ・学習到達度の評価のうち総括的評価は大学で行うことであり、実務実習では形成的評価を行うのではないか。

その他

- ・実務経験を通じて臨床現場での問題発見・問題解決する能力を養い、今後ますます求められる研究マインドを醸成が必要。
- ・現状では細かい部分でガイドラインに即していない事例が生じているが、個々に対応する事案でありガイドラインの問題ではないため、特に改訂は不要ではないか。

5. 実習の内容（別添2～5含む）

コアカリの改訂や社会状況の変化に対する対応

- ・薬学教育モデル・コア・カリキュラムの内容が変更されているため、それに相応しい表現が必要。なお、現在のガイドラインには現行の薬学教育モデル・コアカリキュラムのSBOが併記されているが、今回の改訂では、学修項目とリンクさせるなど、工夫が必要ではないか。
- ・GIO/SBOsを提示したプロセス基盤型を改めて示された、学修成果基盤型のモデルを提示してはどうか。
- ・事前学習と実務実習の目標を分けていないので、学修事項の一覧が必要ではないか。
- ・調剤は「D 医療薬学」にあるが、実務実習においてどのように取扱うことになるのか。
- ・薬局においては今後期待されるセルフメディケーション（OTC販売含む）などの未病対策の考えを追加してほしい。

別添3について

- ・近年の病院薬剤師業務として「薬剤師外来業務」を実施している施設もあるため、別添3の病棟業務に限定した記載は変更した方がよいのではないか。
- ・別添3の実習期間の例示にある「○週間」の表記を「○週目」と読み違える可能性があるため、表現の見直しが必要ではないか。
- ・薬局実習においては調剤・監査・服薬指導・薬物治療モニタリング・情報提供は一体的に同時進行で行うことが望ましい。

別添4、別添5について

- ・別添4と5の各実習施設での望ましい実習の在り方について、「実情に合わせた調整を必要とする」の記載は、施設の実情に合わせ行動指針等の「質を落とす」ことを許容しているのではないか。

代表的8疾患の薬物治療の実習について

- ・代表的8疾患の設定により、継続的な患者との関わりが希薄になっているのではないか。
- ・代表的8疾患について、基準や運用について検討が必要ではないか。
- ・代表的な疾患以外の基礎的な疾患についても学べるようにすべきではないか。

その他

- ・薬局・病院の連携は十分に取れていないのではないか。

6. 実習の評価と薬学実務実習の評価の観点について（例示）

コアカリの改訂や社会状況の変化に対する対応

- ・ 現行薬学教育モデル・コア・カリキュラムの「基本的な資質」および各項目の GIO・SBOs に基づいた内容であり、令和 4 年度改訂版に基づいた内容に改訂が必要ではないか。
- ・ 事前学習の SBO がなくなったので、事前学習と実務実習の線引きが難しい。実習先で混乱のないようにしてほしい。
- ・ 実務実習終了時に到達すべきレベルが大学ごとに異なる可能性があり、評価基準、方略の作成が必要ではないか。

現行の概略評価に対する意見

- ・ 現状の 4 段階の評価表ではきめ細かい評価は難しい。
- ・ 質の変化が確認できるような評価表を望む。
- ・ 評価表の表現が曖昧であり、段階的になっていない部分が散見される。
- ・ チーム医療などこれまで評価が曖昧な学修項目についても、適切な評価を定めていく必要があるのではないか。

評価の連携について

- ・ 職能団体が作成した評価表との整合性が必要ではないか。
- ・ 薬局・病院で連携して評価すべきではないか。
- ・ 大学と薬局、病院が連携して効果的に評価できる新しい指標と評価方法の記載が望ましい。
- ・ 「卒前・卒後のシームレスな教育」が実現可能な評価が必要ではないか。

評価についての説明・周知

- ・ 評価とは何か、パフォーマンスを見ることはどういうことか、について基本的な説明を記載すべきではないか。
- ・ ルーブリックが分かりづらいという指摘もあり、評価の回数が少ない施設も多いため、講習会等での周知が必要ではないか。
- ・ 指導薬剤師養成ワークショップで説明されている概略評価の考え方・作成方法を踏まえた内容に改訂する必要があるのではないか。

7. その他のガイドラインの改訂、削除、追加が必要な事項等

ガイドラインの評価と見直し

- ・ 大きく変化する時代であり、細かすぎる内容は避けて、見直しを定期的に行っていく必要があるのではないか。
- ・ 適切に実施されているか評価し、不足な点は運用の改善が必要ではないか。
- ・ ガイドラインを定期的に見直すスキームを明示すべきではないか。

災害や感染症の流行等に対する対応

- ・新規ウイルス感染症等による遠隔実習への移行が今後も想定されるので、遠隔実習の実施要領の追加が必要ではないか。
- ・災害時や感染症の流行時などの対応が必要ではないか。

学生への対応

- ・臨床以外を目指す学生にも実務実習が必要であることを明記すべきではないか。
- ・コンプライアンスの順守、ハラスメントのない安心・安全な実習について、項目・文章を独立して記載する必要があるのではないか。

その他

- ・概ねガイドラインに示されている内容は適切である。
- ・薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）は「F 臨床薬学」であり、実務ではなく臨床の学修であることが関係者に明確に伝わるように、「実務実習」の名称を「臨床実習」に変更してはどうか。
- ・実習施設側の評価が単位の認定に影響していないのが実態ではないか。大学における単位の認定が、提示された評価基準に基づいているか確認が必要ではないか。
- ・実習受入施設や認定指導薬剤師の受入実績等を評価する仕組みが必要ではないか。